

## 食育つる推進プラン(案)

### 趣 旨

市民が生涯にわたって健康でいきいきとした暮らしを実現するためには、バランスの取れた食事を摂り、適度な運動を取り入れるなどの生活習慣の確立が必要となります。

しかし、飽食の時代を迎えた今、食に関する情報の氾濫や食習慣の乱れなどから、「食」を取り巻く環境は大きく変化しています。国が定めた食育基本法の施行を機に、家庭や学校、地域が連携しながら、すべての世代が「食」に関する様々な知識を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、市が取り組む食育の方針を定めるため、食育つる推進プラン策定委員会で協議を重ね、食育つる推進プランの原案を策定し、食の安全・食育推進本部にて「食育つる推進プラン(案)」として取りまとめたものです。

### 内 容

健全な食習慣と心豊かな人間形成を目指した「食育つる推進プラン」は、4章から構成されています。その主な内容は次のとおりです。

- 第1章 「プラン策定にあたって」として、プランのねらい、基本方針と基本目標、プランの期間及び推進体制を定めます。
- 第2章 食育推進にあたっての重点目標として、朝食の欠食をなくしましょう、食事は楽しくとりましょうなど5つの重点目標と数値目標を示します。
- 第3章 ライフステージによる食育の推進として、各世代の現況と取り組みを示します。
- 第4章 「食育推進に関する具体策の展開」として、家庭、保育所・幼稚園、学校における食育の推進、地域における食生活の改善のための取り組みの推進、食育推進運動の展開などの具体的施策を示します。

### 論 点

- 乳幼児から高齢者まで、各期別に数値目標を設定すること。
- 協働のまちづくり推進会を核とした食育推進事業の展開を図ること。

問合先 政策形成課

パブリックコメント制度とは  
市民生活に広く影響する市の基本的な施策を決める時に、その施策の趣旨、目的、内容などの必要な事項を広く市民の皆さんに公表し、皆さんから提出された様々なご意見、情報などを施策に反映し、その結果と市の考え方を公表する制度です。



## 都留市環境基本計画(案)

### 趣 旨

都留市環境基本計画(案)は、都留市環境基本条例に基づいて策定する環境に関する総合指針であると同時に、本市の最上位計画である『第5次都留市長期総合計画』における「人と自然が共生する環境のまちづくり」を実現するため、市、市民、事業者及び教育機関が協働して環境保全に取り組んでいく総合的な指針として位置づけられます。

### 内 容

市の目指す環境像を実現するための「環境基本計画」は、5章から構成されています。その内容は次のとおりです。

- 第1章 「計画の基本的な考え方」では、計画策定の背景、計画の目的、計画の位置づけ、計画の期間、計画の対象とする環境の範囲、計画の主体を示しています。
- 第2章 「都留市の環境を取り巻く状況」では、環境の現状、環境保全に向けた課題を示しています。
- 第3章 「計画の目標」では、目指すべき環境像、基本目標・計画の体系を示しています。
- 第4章 「目標を達成するための施策」では、豊かな自然との共生、健康・安全・快適な生活環境の創造、地球にやさしい循環型社会の創造、環境保全を進める参加と協働の取り組みを各項目に市、市民、事業者及び教育機関が協働して環境保全に取り組んでいくこと示しています。
- 第5章 「計画の推進と進行管理」では、計画の推進体制、計画の進行管理を示しています。

### 論 点

- 環境基本計画は、あくまで環境基本条例に基づき策定されるものであり、条例にうたわれた「基本理念」の実現を図るため、「基本的な取り組み」で掲げられた事項に対し、様々な施策展開を位置付ける。

問合先 地域振興課



## 共通事項

公表及び意見の募集期間 3月1日(木)～3月20日(火)

### 意見の提出方法

「食育つる推進プラン(案)に関する意見」または「都留市環境基本計画(案)に関する意見」と書き、次のいずれかの方法により政策形成課または地域振興課までご意見をお寄せください。

○直接提出

○郵送にて提出 〒402-8501(住所不要) 都留市役所政策形成課(食育つる推進プラン(案))  
都留市役所地域振興課(都留市環境基本計画(案))

○FAX (43)5049(送付書を添付してください)

○電子メール kikaku2@city.tsuru.lg.jp(食育つる推進プラン(案))  
chiiki@tsuru.lg.jp(都留市環境基本計画(案))

※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先を必ず記入してください。ご記入が無い場合は、受け付けられませんので、ご了承ください。

### 公表の方法

この計画(案)については、市のホームページまたは、次の場所で縦覧していますのでご覧ください。

- 情報公開総合窓口(総務課行政防災担当)、政策形成課、地域振興課
- 各地域コミュニティセンター(土・日曜日、祝日閉庁)
- 市立図書館(月曜日休館)
- 都留文科大学附属図書館(土・日曜日、祝日、8日(木)休館)



## ～都留市学校給食整備検討委員会からお知らせ～ 「学校給食調理場の整備」について答申が提出されました

学校給食は、2センター(中央、東桂学校給食センター)と5単独調理場(谷村第一小学校ほか4校)で作られています。

しかし、既存の調理場は、老朽化が進み、施設の改善と衛生管理の改善が急務となっています。こうしたことを踏まえ、市長から「学校給食調理場の整備」についての諮問を受けた「都留市学校給食整備検討委員会」から、この度答申が提出されました。

答申では、既存の2センターと全ての単独調理場を統合し、様々な課題が解消できる1センター化が望ましいとしています。

ただし、用地の制約や財政状況を考慮した場合には、複数センター化も視野に入れて検討すべきとしています。

また、学校給食の運営については、更に充実を図る中で、既存の「都留市学校給食会」への業務委託が望ましいとしています。

### 現状の課題

- 安全・衛生面(※汚染作業、非汚染作業区分の明確化・ウェット方式)
- 建物老朽化、耐震強度
- 将来的な財政負担
- 児童・生徒数の推移予測 etc

※「汚染作業」とは、検品、下処理、食品の保管などを言い、「非汚染作業」とは調理などのことを言います。センター方式はこれらの作業区分を明確に分担することで食中毒に対する衛生管理などの面で安全確保することができます。

※「ウェット方式」は、常時床や調理台がぬれている状態で作業をします。作業は早く進みますが、少しの水でも大腸菌などの発生源になることから、衛生的に問題のある方式と言えます。これに対し、「ドライ方式」は施設内をぬらさずに、調理から食器の洗浄・収納までをする方式です。ウェット方式に比べ格段に衛生的な方式です。



問合先 学校教育課 学校教育担当